

研究会における主な意見

第1 基本的枠組み

1 枠組みの全体像

労働・雇用分野における障害者権利条約への対応については、どのように考えられるか。その際、既存の障害者雇用率制度はどのように位置付けられるか。

<主な意見>

- 合理的配慮だけでなく、条約の目的、障害の定義、自立生活、差別の禁止及びモニタリングは相互不可分ではないか。（第6回・藤井氏）
- 合理的配慮については、差別禁止の構成要件の1つ（合理的配慮の否定は、障害に基づく差別に当たる）としての位置付と、使用者側も障害者側も歩み寄って障害者の社会参加を促進するためのアプローチとしての位置付と、2本立てで捉えるべきではないか。（第9回・今井委員）
- 全体の枠組みとして、差別禁止→紛争解決手続、という点が強調されているが、むしろ、1人1人違う合理的配慮を通じて障害者の雇用を促進していくよう、合理的配慮についての理解を深め、定着させていくための仕掛けが必要ではないか。（第11回・今井委員、大久保委員）
- 権利条約は、今までの障害者雇用施策（行政が企業に対する助成を行い、物事を進めるアプローチ）と180度異なり、合理的配慮が個別の労働者との関係で問題となる以上、個別の労働者が権利要求なり何なりのアクションをしない限り何も動かないことになるので、紛争解決のための支援も含め、考えていく必要があるのではないか。（第10回・岩村委員）
- 国や県の委員会等、外部機関による紛争解決は必要ではあるが、当事者間の自浄作用を促進するような仕組みがやはり必要ではないか。（第8回・今井委員）
- 現行の割当雇用制度・納付金制度は、障害者雇用を現実的に確保していく施策であり、いわゆる積極的差別是正措置として考えられるのではないか。（第5回・大久保委員／同旨意見…今井委員・花井委員）
- 英米でも、差別禁止だけでは障害者雇用の実態はそれほど改善されておらず、補足的に、積極的措置という形で雇用率制度が必要ではないか。ただ、制裁的なものだけでなく、事業主が自ら取り組むような仕組みと両方が必要ではないか。（第9回・松井委員）
- 現行の障害者雇用率制度がポジティブアクションとしても、採用段階で差別禁止が

なされるのであれば、納付金の徴収はなくすという考え方もあり得るのではないか。
(第10回・平田氏(田中委員代理))

- 差別禁止措置を、労働関係法令の中でやるのか、横断的な差別禁止法を設けるのか。やはり、差別禁止法という形でやるべきではないか。(第5回・大久保委員)
- 雇用における障害を理由とする差別を禁止する法律が必要ではないか。また、そこでは、「障害を理由とした差別は無効」等、その効果も規定すべきではないか。(第8回、第11回・花井委員)

＜参考＞「我が国における「合理的配慮」のあり方について（論点整理）」

権利条約は、〔中略〕職場における合理的配慮の提供を締約国に求めている（第27条）。

一方、権利条約は、「障害を理由とする差別」とは「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するもの」であり、合理的配慮の否定もこれに含まれると定義しているところである（第2条）。

このため、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮との関係をどのように理解し、国内法において位置付けるか問題になる。

2 差別禁止等の対象範囲

差別禁止・合理的配慮の枠組みの対象となる障害者及び事業主の範囲をどのように捉えるべきか。また、その対象となる「雇用」の範囲をどのように捉えるべきか。

<主な意見>

- 合理的配慮の対象障害者は、雇用率対象者に限定せず、障害が理由で差別される人全てを対象にすべきではないか。(第5回・今井委員／同旨…東氏)
- 雇用促進法はどちらかというとアファーマティブアクション的なもので対象を絞ることは理論的に可能であるが、差別禁止は条約上全ての人を対象としており、その対象を特定の障害者や重度障害者に限定することは理論的にできないのではないか。(第6回・東氏)
- 障害者の範囲を法令上明確にするというよりは、配慮のアプローチの方法を定められれば、例えば「一定の支援が必要な人」など、緩やかな形で規定できるのではないか。(第9回・今井委員・大久保委員)
- 差別禁止枠組みの対象となる障害者の範囲を広く捉える場合、障害者であることをどのように確定すべきなのか(第6回・花井委員)。
- 過去に障害があったことにより差別的取扱いを受けていた者や、家族の中に障害者がいるような者は、差別禁止枠組みの対象となるのか(第6回・今井委員／関連意見…東氏・松井委員)。
- 条約上の障害者の定義には、インペアメント(機能障害)だけでなく、社会的なバリア、環境上・制度上のバリアによって問題が生じている場合も含まれるが、それを定義づけることができるか。(第8回・松井委員)
- 使用者の範囲は、フランス・ドイツと同様、全ての事業主を対象とすべきではないか。(第8回・花井委員)
- 権利条約の中では、保護雇用・福祉的就労という言葉は使わず「あらゆる雇用」と表現したものであり、一般就労と福祉的就労の垣根をなくすのが条約の方向性ではないか。仮に労働法上「雇用」の枠があることを前提としても、差別禁止は全分野に及ぶので、合理的配慮は福祉的就労にも及ぶべきではないか。(第6回・東氏／同旨意見…藤井氏)
- 就労継続支援B型について、実際に作業レベルの高い方もおり、最低賃金を完全に適用させると今まで働いていた人が全て正規雇用できるわけではないので労働法全部と言わないまでも、ある程度カバーすべきではないか。(第8回、第11回・松井委員)
- 福祉的就労については、現実の問題として事業者の生産能力の問題もあり、また、

労働施策として位置付けるとすると最後は賃金保障の問題が必ず出てくるので、実態を見ながら整理するのは時間がかかるのではないか。(第8回、第11回・大久保委員)

＜参考＞「我が国における「合理的配慮」のあり方について（論点整理）」

差別禁止の対象となる障害者の範囲は各国において異なり、フランス及びドイツにおいては、雇用率制度と連動させているが、アメリカにおいては広範に設定されているところであり、我が国において、差別禁止の対象となる障害者の範囲をどのように設定するのか、検討する必要がある。

アメリカにおいては、差別が禁止される事業主の範囲を、週20時間以上働く15人以上の従業員を雇用している者等に限定されている。一方、フランス及びドイツにおいては全ての使用者を対象としているところであり、差別を禁止する事業主の範囲についても、併せて検討する必要がある。

権利条約では、「あらゆる形態の雇用」に係る差別を対象として規定しているところである。これには、むしろ福祉的観点からサービス提供の是非、内容等が定められる授産施設等は含まれないと考えられるが、雇用契約を締結した上でサービス提供がなされる就労継続支援（A型）については、どのような形で適用できるか、さらに検討する必要がある。

第2 障害を理由とする差別の禁止

1 差別とは

障害を理由とする「差別」とは何か。具体的には、「間接差別」や「労働能力に基づく差異」は、差別に当たるのか。

<主な意見>

- 権利条約は、(ア)直接差別、(イ)間接差別、(ウ)合理的配慮をしない、という3つの差別類型があることを明らかにしている。この3類型が重なり合う場合があるので、(ア)(イ)だけでなく、合理的配慮を明確に位置づけなければならないのではないか。(第6回・東氏／同旨意見…今井委員)
- 合理的配慮を欠くことを、我が国の法制上、それ自体を第3の類型の差別と構成するのか(異なる取扱いをしていても配慮の欠如自体で差別と捉える)、直接差別に組み込んで考えるのか(異なる取扱いをすることに合理性がないので差別と捉える)、検討する必要があるのではないか。前者だとすると従来の差別概念と大きく異なってくるのではないか。(第10回・岩村委員)
- 差別の有無の判断基準(メルクマール)をどう理解するか。(第6回・東氏)
- 間接差別については明文の規定はないが、「あらゆる形態」の差別とか、「効果(を有するもの)」という文言の中で含まれていることは異論がないのではないか。(第6回・東氏)
- 間接差別については、男女雇用機会均等法改正の際には相当の議論があったように、実際にはかなり難しい問題なのではないか。また、差別禁止を検討するに当たっては、女性、若年者、高齢者等の他の仕組みではどうなっているかも見て検討する必要があるのではないか。(第9回、第10回・平田氏〔田中委員代理〕)
- 合理的配慮を提供した上で、労働能力と賃金や勤務形態(嘱託での採用等)の評価が真に釣り合うならば、格差があつても仕方がないが、問題は労働能力をどう評価するかということではないか。(第6回・東氏／同旨意見…松井委員)

<参考>「我が国における「合理的配慮」のあり方について(論点整理)」

【間接差別】

権利条約は、障害者が他の者と平等に人権・基本的自由を享有・行使することを妨げる効果を有するものを差別と定義しており、また、アメリカ、フランス及びドイツにおいても、間接差別も禁止しているところである。

募集条件、勤務条件等において、外見上は中立的でも、障害者にとって相当の不利益(不都合)を与え、かつ職務とは関連のない条件を設定するなど「合理性」のない条件等を設定し、実質的に障害者を差別することは、このような間接差別に該当すると考えられるが、何をもって「合理性」

があるとするか（例えば、職場等での勤務が必要な職種・業務について、自力で通勤できることを募集条件とすることが「合理性」があるか否か）については、整理が必要である。

【労働能力等に基づく差異】

また、②の間接差別には該当しないが、障害があるために、知識面、技術面、身体面（移動その他の生活活動等）、コミュニケーション面等の一部の能力が十分でない場合に、当該能力に基づき職務能力を評価した結果として、勤務条件や賃金を異ならせることも、実質的に障害者の権利（特に採用）を実現する観点から、差別に当たるとの意見も聞かれるところである。〔中略〕

我が国においても、職務能力と採用基準、勤務条件、賃金等との関連性が各国ほど明確でない面があるとはいえ、職務能力がこれらの重要な判断要素であることは間違いないく、合理的配慮が適切になされた上でなお職務能力に基づく評価としての差異が生ずることをまでも否定することは適当でないと考えられる。

【合理的配慮の否定】

以上から、「合理的配慮」について、その位置付けについて、

- ① 合理的配慮を行うことを、一般的な使用者の義務若しくは労働者の請求権とするか否か、又は、差別禁止の判断要素とするか、
 - ② 合理的配慮の拒否そのものを差別として違法とするか、又は、その拒否により差別が生じていることを違法とするか、
- といった点が検討課題として考えられる。

①については、アメリカ及びフランスにおいても、合理的配慮の拒否を差別として禁止することにより、実質的には使用者に合理的配慮を行うことを義務付けていることになるので、各国に大きな相違はないと考えられる。

②については、フランス及びドイツでは、合理的配慮の拒否そのものを違法としている法制度になっているが、実際の紛争においては、差別又は不利益待遇の禁止を理由とした損害賠償請求等の形で争われている。

いずれの国でも、実質的には合理的配慮の拒否により何らかの差別が生じていることに対して救済を図っている点では相違がないと考えられるが、我が国において、どのような法律構成とするかについては、検討が必要である。

2 差別が禁止される事項

雇用に関し、差別が禁止される事項は具体的にどのようなものか。その際、我が国の制度、慣習等との関係をどう考えるか。

<主な意見>

- 採用差別について、立証の問題や、事案への手当て・対応が難しい面はあるが、立証できるものまで排除すべきではなく、条約でも明記されているので、それを除外することはできないのではないか。（第6回・東氏）
- 採用差別については、最高裁は採用の自由を金科玉条の如く考えており、また、企業側も採用に関しては、男女雇用機会均等法の時と同様、相当強く抵抗すると思われ、特に紛争解決（判定機能）を考えると、最も難しいのではないか。（第10回・岩村委員）
- 電話ができるることを採用条件にしている場合があるが、明らかな差別ではないか。（第4回・高岡氏／同旨意見…松本氏）
- 採用時の評価において、本人の適性や能力ではなく、疾患名による偏見で判断する差別が見られるが、健康診断による病気の把握も、結果として就職差別につながるおそれがあるのでないか。（第7回・坂本氏）
- 中途視覚障害者について賃金を引き下げたり、解雇・退職勧奨をしたり、障害年金受給者は年金分を差し引くのは差別であり、禁止すべきではないか。（第4回・时任氏）
- ほとんど給料が上がらない、ずっと臨時雇用のままという事例があるが、能力の問題はあるにしても、人事方針としておかしいのではないか。（第7回・東川氏）
- 障害を理由とするハラスメントを防止する必要があるのではないか。（第11回・花井委員）
- ハラスメントについては、与野党で検討中の障害者虐待防止法案の中に確かに入っているので、そちらで対応すると整理できるのではないか。（第11回・大久保委員）

<参考>「我が国における「合理的配慮」のあり方について（論点整理）」

各国において異なる取扱いが見られる事項については、国ごとの制度、慣習等によって異なり得るものであり、慎重な検討が必要ではないかと考えられる。特に、以下の点については、我が国の制度、慣習等に照らして様々な問題が生じ得ると考えられる。

①募集及び採用

我が国では、採用に関しては事業主に広範な裁量があると考えられており、例えば、性別による差別禁止（雇用機会均等法第5条）や年齢による差別禁止（雇用対策法第10条）についても、「募

集・採用の機会」について差別を禁止しているところである（これらは、応募条件からの排除など募集・採用の機会の均等を確保すべきことを規定しているが、採用の結果の平等の確保までを求めているわけではない）。

また、採用については、具体的紛争において差別の存在が認められたとしても、他の応募者がいる中で、当該障害者を採用すべきとまでは（少なくとも行政・司法機関等は）直ちに判断できないため、担保措置についても難しい面がある。

②賃金、安全衛生その他の労働条件

我が国では、職務内容と賃金との関係が明確でなく、年齢、家族構成等様々な要素から賃金が決められており（そもそも賃金は労使間で決定すべきとのみ規定され、賃金額の決定要素は規定がない）、実際に障害を理由とした差別であるか否かをどのように判断するか大きな課題である。

差別の有無は合理的配慮判断と関連し、シロクロを単純につけられるものではない中で、どのように差別禁止を担保するかについては、さらに検討する必要がある。

第3 職場における合理的配慮

1 「合理的配慮」の内容

合理的配慮は、個別性の強い概念であるが、その基本的な内容をどのように捉えるべきか。

<主な意見>

- 「合理的配慮」は言葉としては新しいものではあるが、社会的実態は存在しており、モラルからルールに転化すると捉えられるのではないか。（第6回・東氏）
- 合理的配慮を個人の権利として認めるような仕組みへの転換が必要だと思うが、そうするとかなり大がかりな改正になるのではないか。（第8回・松井委員）
- 合理的配慮は使用者の義務か、労働者の権利かと言えば、民間企業には経営権や株主への責務もあるので、まずは使用者の義務ではないか。（第4回・森委員／同旨意見…今井委員）
- 今までの障害者雇用施策（行政が企業に対する助成を行い、物事を進めるアプローチ）と180度異なり、合理的配慮は、個別の労働者との関係で問題となるものであり、個別の労働者が権利要求なり何なりのアクションをしない限り何も動かないことになるので、紛争解決のための支援も含め、考えていく必要があるのではないか。（第10回・岩村委員）【再掲】
- 特に発達障害系の人は、自分がどのような配慮をしてほしいか、説明すること自体に困難を抱えている人が多く、本人に代わって説明してくれる人が必要になり、こういうものをビルトインすべきではないか。（第10回、11回・今井委員）
- いきなり紛争解決というのではなく、企業の中に苦情処理・権利擁護をしてくれるような仕組みを、（障害者職業生活相談員制度を機能させる等も含め、）考える必要があるのではないか（第10回・今井委員／同旨意見…松井委員）
- 合理的配慮義務を労働基準法の中に位置付けることについては、刑罰法規であり、合理的配慮の範囲等を法律で厳格・明確に定める必要があるため、却ってその範囲が刑罰で制裁すべきものに縮減されてしまうのではないか。また、合理的配慮を制裁を背景にしてやるのが適切なアプローチかという問題があるのではないか。（第10回・岩村委員）
- 合理的配慮の概念は法律で定め、具体的な内容は指針で定めるのがよいのではないか。そのためにどのくらい費用がかかるのか等を研究して、時間をかけて指針を作ることが必要ではないか。（第8回・花井委員）
- 何が差別なのか、何が合理的配慮なのか、物差しとしての法律的な基準を示すこと

が必要ではないか。(第6回・東氏)

- 個別企業で障害者へのサポートを求めていくのは本当に大変であり、国がガイドラインをつくる等、法的にバックアップされが必要ではないか。(第4回・福島氏)
- 合理的配慮を、本人の要望を受けて(費用負担の問題は後回しにして)直ちに提供できるようにすべきではないか。(第4回・高岡氏)
- 合理的配慮のポイントは、(ア)賃金補填、(イ)人的支援(通勤時の支援、ジョブコーチ等)、(ウ)医療(定期通院、有給休暇)、(エ)施設・建物の配慮ではないか。(第6回・藤井氏)
- 精神障害者の場合、対人関係やコミュニケーションがうまくいかない、疲れやすい等の特性があり、グループ就労や短時間労働など、特性に配慮した仕事の確保や職場環境の整備がその能力を引き出すことになる。(第4回・川崎委員)
- 精神障害者については、ちょっとした日常茶飯事的な苦情・相談ができるような窓口が、就労継続する上で必要ではないか。(第11回・川崎委員)
- 視覚障害者にとって移動、文字処理、コミュニケーションが大変であるが、補助機器だけでは無理で、人的な支援、ヒューマンアシスタンスが必要ではないか。(第4回・时任氏)
- 聴覚障害者は、就労した後に十分なコミュニケーション支援がないと離転職・昇進差別に直面する。補聴システムや要約筆記、手話通訳や会議での情報保障等が必要。(第4回・高岡氏)
- 盲ろう者にとって、情報を得ること、コミュニケーションをとること、移動することの3つが困難である。情報保障については、視覚障害者と同様、点字、拡大文字で情報が提供されること、コミュニケーションについては、盲・難聴の方と同様、適切な通訳者や情報提供者を配置することが重要。(第4回・福島氏)
- 難病がある人に対する雇用管理上の配慮として重要なものは、①定期的な通院への配慮、②採用時や採用後の差別のない人事方針、③休憩・休暇・疾患管理への配慮(休憩スペースの確保や、制服を着られない皮膚疾患者への配慮等を含む)、④フレックスタイム勤務等の柔軟な勤務体制が挙げられるのではないか。(第7回・坂本氏)
- 心臓病等の内部障害者についても、通院のための休暇や、血流が悪くならないようネクタイの不着用等の配慮のほか、やはりフレックスタイムと在宅勤務をお願いしたい。(第7回・米田氏)
- 中途障害者に対する配慮・再配置義務も必要ではないか。(第11回・花井委員)
- 障害者が合理的配慮の提供を求めたことに対する不利益取扱いを禁止すべきではないか。(第11回・花井委員)